

様式第2号（第4条関係）

豊川市指定暑熱避難施設の管理等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、気候変動適応法第21条第3項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する気候変動適応法第21条第1項に規定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該クーリングシェルターの管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第2条 クーリングシェルターは、次のとおりとする。

施設名 〇〇〇

所在地 〇〇〇

（開放可能日等）

第3条 クーリングシェルターの開放可能日等は、次のとおりとする。

例：月曜日を除く午前〇〇時から午後〇〇時まで

：午前〇〇時から午後〇〇時まで（毎日）

（受け入れ可能人数）

第4条 クーリングシェルターに受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次のとおりとする。

〇〇人

（クーリングシェルターの管理）

第5条 クーリングシェルターの管理について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める開放可能日等においては、暑熱を避けるために避難をする者（以下「避難者」という。）が自由に出入りすることを可能とする。
- (2) 冷房設備は、適切に維持管理し稼働する。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とする。
- (3) 受け入れ可能人数に応じて、1人あたりの空間を適切に確保するとともに

に、無料で休憩できる椅子・ソファ等を配置する。

- (4) 避難者の熱中症予防のための飲食を可能とする。
- (5) 避難者にクーリングシェルターであることがわかるよう掲示を行う。
- (6) 熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努める。
- (7) 熱中症特別警戒情報発令時にあつては、その発令期間中（第3条に定める開放可能日等の範囲内に限る。）は、必ず開放する。
- (8) 熱中症特別警戒情報発令時以外においても、避難者がいると認める場合は、第3条に定める開放可能日等の範囲内において開放するよう努める。
- (9) 甲のホームページ等によるクーリングシェルターの公表及び熱中症対策の啓発冊子等の設置に協力する。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日からその日以後に最初に到来する3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定について、変更若しくは疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 \_\_\_\_\_ 印

乙 \_\_\_\_\_ 印